

○黒部市登録空家リフォーム等補助金交付要綱

平成28年 3月31日

黒部市告示第37号

改正 平成30年 3月30日告示第35号

(題名改称)

平成31年 3月28日告示第31号

令和 3年 3月31日告示第35号

改正 令和 5年 3月31日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家等及び空地の有効利用及び定住促進による地域活性化を図るため、空家等及び空地の改修及び修繕（以下「改修等」という。）にかかる費用に対する補助金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等及び空地 黒部市空家・空地情報バンク設置要綱（平成27年黒部市告示第23号。以下「設置要綱」という。）第2条第1号に規定する物件をいう。
- (2) 所有者等 設置要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) 空家・空地情報バンク 設置要綱第2条第4号に規定する制度をいう。
- (4) 入居者 設置要綱第9条の規定に基づき空家・空地情報バンクを利用し、所有者等と賃貸借又は売買契約を締結し、その空家等及び空地に居住した者をいう。
- (5) 居住誘導区域 黒部市立地適正化計画に規定する居住誘導区域をいう。
- (6) リフォーム工事 空家等及び空地について、主として居住の用に供する部分の増改築、改修、修繕及び模様替えの工事をいう。
- (7) 解体工事 居住誘導区域内の空家等及び空地について、その建築物の全てを解体する工事をいう。

(8) 家財道具等 空家等について、その建物の敷地内に残存する家財道具等をいう。

(9) 新築住宅 空家等及び空地の解体工事後、居住の用に供するために建替えした住宅であって、かつ、まだ人の居住の用に供されたことがない一戸建てのもの（併用住宅にあっては居住用部分の面積が延床面積の2分の1以上のもの。）をいう。

（補助金の種類及び内容）

第3条 補助金の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) リフォーム補助金 空家・空地情報バンクに登録された空家等及び空地のリフォーム工事の費用に対して交付する補助金

(2) 解体補助金 新築住宅を建築するために行う、空家・空地情報バンクに登録された空家等及び空地の解体工事の費用に対して交付する補助金

(3) 家財道具等処分費補助金 空家・空地情報バンクに登録された空家等の家財道具等の処分の費用に対して交付する補助金

（補助対象者）

第4条 リフォーム補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 空家等の所有者等又は入居者であること。

(2) 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び世帯員が、黒部市税条例（平成18年黒部市条例第71号）及び黒部市国民健康保険税条例（平成18年黒部市条例第72号）に規定する税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(3) 申請者が入居者の場合、空家等の賃貸借契約締結日又は売買契約日から1年を経過していないこと。

(4) 空家等のリフォーム工事をを行う予定があること。

2 解体補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 黒部市空家情報バンク活用促進補助金交付要綱（平成27年黒部市告示第24号）第2条第5号に規定する購入者（以下「購入者」という。）であること。

(2) 空家等の解体工事が完了した日から1年以内に新築住宅を建築し、居住する者。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(3) 申請者及び世帯員が、市税を滞納していないこと。

3 家財道具等処分費補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 空家等の所有者等又は入居者であること。

(2) 申請者及び世帯員が、市税を滞納していないこと。

(3) 申請日現在において空家・空地情報バンクに登録されている空家等であること。

4 当該申請者が以前にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第5条 リフォーム補助金の交付対象となるリフォーム工事（以下「リフォーム補助対象工事」という。）及び補助対象外工事等については、別表第1のとおりとする。

2 リフォーム補助対象工事は、工事の施工に関し同時期の実施（施工箇所及び種別は、異なる施工業者によるものを含む。）の工事であって、一連のリフォーム工事であるものとする。ただし、前項の規定にかかわらず、市長が認める場合は、この限りでない。

3 解体工事については、現に公共工事等の補償の対象となっている空家等の解体工事でないこと。

4 以前にこの補助金の交付を受けた空家等の工事でないこと。

(補助対象経費)

第6条 家財道具等処分費補助金の交付対象となる経費及び補助対象外経費については、別表第2のとおりとする。

2 以前にこの補助金の交付を受けた空家等でないこと。

(補助金の額)

第7条 リフォーム補助金の額は、第5条の対象となる経費の2分の1以内の額（補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。ただし、居住誘導区域内の空家等の購入者が行うリフォー

ム補助金の額は100万円を限度とする。

- 2 解体補助金の額は、解体工事に要する経費の2分の1以内の額（補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。
- 3 家財道具等処分費補助金の額は、前条の対象となる経費の2分の1以内の額（補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第8条 リフォーム補助金の申請者は、あらかじめ黒部市登録空家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書又は工事請負契約書の写し（工事内容の分かるもの）
- (2) 世帯全員の納税証明書
- (3) 空家等の全体及び補助対象工事施工箇所の工事着手前の写真
- (4) 申請者が所有者等の場合、黒部市空家情報バンク登録完了通知書の写し
- (5) 申請者が入居者の場合、賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (6) 賃貸借契約の場合、リフォーム工事の内容に関する所有者等の同意書
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 解体補助金の申請者は、新築住宅の居住日から6箇月以内に黒部市登録空家解体補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の納税証明書
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 解体工事の契約内容が確認できる書類
- (4) 解体工事の支払が確認できる書類
- (5) 解体工事前及び解体工事後の写真
- (6) 新築住宅の登記事項証明書の写し
- (7) 新築住宅の写真
- (8) 新築住宅に居住したことが確認できる書類

(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 家財道具等処分費補助金の申請者は、空家・空地情報バンク登録後、賃貸借又は売買契約締結から1年以内に黒部市家財道具等処分費補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の納税証明書

(2) 賃貸借又は売買契約書の写し(当該補助金申請時に契約締結している場合)

(3) 家財道具等の処分等に係る見積書の写し

(4) 空家等の全体及び補助対象工事施工箇所の着手前の写真

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前3項の規定による申請があったときは、申請内容について審査し、その結果を黒部市登録空家リフォーム等補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告及び補助金の額の確定通知)

第9条 リフォーム補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、事業が完了(施工業者から補助対象工事の引き渡しを受けた日をいう。以下同じ。)した場合は、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業完了の日の属する年度末日のいずれか早い日までに、黒部市登録空家リフォーム等補助金実績報告書(様式第5号)を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定者が入居者である場合は、リフォーム工事を行った空家等に居住したことが確認できる書類

(2) 補助対象工事施工箇所の工事完了後の写真

(3) リフォーム工事の支払が確認できる書類

(4) 交付申請時と工事内容の変更がある場合は、黒部市登録空家リフォーム等補助金事業変更内容内訳書(様式第7号)

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 家財道具等処分費補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した場合は、黒部市登録空家家財道具等処分費補助金実績報告書(様式第6号)を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費として支出した費用の内訳を示す書類
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 補助対象工事施工箇所の工事完了後の写真
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の実績報告を審査し、必要があれば現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額の確定をし、交付決定者に対し黒部市登録空家リフォーム等補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請書及び実績報告書において、虚偽の記載をしたとき。
- (2) 交付決定者及びその世帯員が市税を滞納するに至ったとき。
- (3) 補助対象工事に変更があり、第5条に規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (4) 補助対象経費に変更があり、第6条に規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (5) 家財道具等処分費補助金の交付決定者が、空家・空地情報バンクの登録から起算して2年未満に契約締結によらない登録の抹消を行ったとき。
- (6) 所有者等が空家等を自らの居住の用に供したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、黒部市登録空家リフォーム等補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知することとし、既に支払われた補助金がある場合は、補助金の全部について返還を命ずることができる。

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第35号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象となるリフォーム工事の内容（例）		
補 助 対 象 工 事	1	空家等の増改築工事
	2	給排水衛生設備、換気設備、電気・ガス設備工事
	3	屋根の葺き替え・塗装工事、屋上防水工事、外壁の張り替え・塗装・吹付工事
	4	床材・内壁材・天井材の張り替え又は塗装等の内装工事
	5	床・壁・天井・屋根の断熱改修等工事
	6	外部及び室内建具の取替え工事
	7	手すり設置、段差解消、廊下幅拡幅などのバリアフリー改修等工事
	8	台所、トイレ、浴槽・バスユニット・洗面台、シャワーの改修等工事
	9	キッチンユニットの取替工事

補助対象とならないリフォーム工事等の内容（例）

補助対象外工事等	1	建築資材・機器・設備・部品等を購入し、申請者自らが施工する工事
	2	移動又は取り外し可能な製品（ベッド、机、棚類など）の購入・設置に要する費用
	3	電化製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、食洗機、乾燥・除湿機、暖房・照明器具など）の購入・設置に要する費用
	4	電話、ケーブルテレビ、インターネット等の宅外回線引込工事
	5	障子・ふすま紙の貼り替え、畳の表替え・裏返し（畳の新調・取り替えは可）に要する経費
	6	カーテン、テーブルコンロなど、移設して容易に利用できる工事
	7	住宅と別棟の物置、車庫、カーポート等の工事
	8	植栽、剪定等の造園工事、さく井工事
	9	エントランス、門扉、塀、擁壁、舗装、土間コンクリート等の外構工事
	10	白アリ駆除、その他の防虫や消毒液の薬剤散布又は塗布に要する費用
	11	住宅の解体のみ行う工事
	12	ハウスクリーニング及び排水管清掃に要する費用
	13	公共工事の施行に伴う補償対象の空家等のリフォーム工事
	14	黒部市における他の補助制度における補助対象工事

別表第2（第6条関係）

補助対象となる処分費の内容（例）		
補助対象経費	1	タンス、テーブル等の処分又は搬出に要する経費
	2	テレビ、洗濯機、冷蔵庫等の処分にかかる特定家庭用機器リサイクル料金
	3	廃棄物処分業者等に委託して家財道具等を処分する場合における委託料
	4	敷地内にある立木や雑草等の伐採、処分に要する経費
	5	仏壇の解体、処分又は搬出に要する経費
	6	ハウスクリーニング費用

補助対象とならない処分費の内容(例)

補助 対象 外 経 費 等	1	所有者等が自ら行う清掃に使用する掃除用具等(掃除機、ゴミ袋、ほうき、ちりとり等)の購入費
	2	所有者等が自ら行う運搬にかかる経費(燃料、車両リース料等)
	3	神棚、仏壇等の供養等にかかる経費

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

黒部市登録空家リフォーム補助金交付申請書

黒部市長 あて

(〒 -)

住所

氏名

連絡先(TEL)

黒部市登録空家リフォーム等補助金の交付を受けたいので、黒部市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

空家等の種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
全体工事費	円（消費税及び地方消費税含む）		
補助対象工事費	円（消費税及び地方消費税含む）		
補助金申請額	円		
着工予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
工事施工業者 ※複数の施工業者がある場合はすべて記入し書ききれない場合は裏面に記載願います。	名称		見積額 円
	住所		工 種
	名称		見積額 円
	住所		工 種
空家等との関係	あなたは下記のどれに該当していますか？ <input type="checkbox"/> 空家等には居住していない（所有者等） <input type="checkbox"/> 空家等に居住している。（ <input type="checkbox"/> 購入者 <input type="checkbox"/> 賃借者） ※売買又は賃貸借の契約日から1年が経過していない。		
他の補助等の適用状況	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		

添付書類

- (1) 工事見積書又は工事請負契約書の写し（工事内容のわかるもの）
- (2) 世帯全員の納税証明書
- (3) 空家等の全体及び工事施工箇所の工事着手前の写真
- (4) 申請者が所有者等の場合、黒部市空家情報バンク登録完了通知書の写し
- (5) 申請者が入居者の場合、賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (6) 賃貸借契約の場合、改修等の内容に関する所有者等の同意書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

工事施工業者（表面からの続き）

工事施工業者	名称		見積	円
	住所		工種	
	名称		見積	円
	住所		工種	
	名称		見積	円
	住所		工種	

黒部市登録空家解体補助金交付申請書

黒部市長 あて

（〒 ー ）

住所

氏名

連絡先(TEL)

黒部市登録空家リフォーム等補助金の交付を受けたいので、黒部市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

空家等の所在地	
公共工事等の補償 (空家等について)	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
解体完了日	年 月 日
解体工事費	円（消費税及び地方消費税含む）
解体工事業者	(業者名) (住所) (電話番号)
新築住宅の種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
新築住宅の 居住日	年 月 日
居住人数	人

添付書類

- (1) 世帯全員の納税証明書
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 解体工事の契約内容が確認できる書類
- (4) 解体工事の支払が確認できる書類
- (5) 解体工事前及び解体工事後の写真
- (6) 新築住宅の登記事項証明書の写し
- (7) 新築住宅の写真
- (8) 新築住宅に居住したことを確認できる書類
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

黒部市登録空家家財道具等処分費補助金交付申請書

黒部市長 あて

(〒 -)

住所

氏名

連絡先(TEL)

黒部市登録空家リフォーム等補助金の交付を受けたいので、黒部市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

空家等の所在地	黒部市
補助対象経費	円（消費税及び地方消費税含む）
補助金申請額	円
処分完了予定日	年 月 日
主たる実施内容	

添付書類

- (1) 世帯全員の納税証明書
- (2) 賃貸借又は売買契約書の写し（当該補助金申請時に契約締結している場合）
- (3) 家財道具等の処分等に係る見積書の写し
- (4) 空家等の全体及び補助対象工事施工箇所の着手前の写真
- (5) その他、市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）
黒部市指令 第 号

住所
氏名

黒部市登録空家リフォーム等補助金の交付（却下）について

年 月 日付けで申請のあった 年度黒部市登録空家リフォーム等補助金については、黒部市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、金 円を交付（却下）する。

年 月 日

黒部市長 印

黒部市登録空家リフォーム等補助金実績報告書

黒部市長 あて

(〒 -)

住所

氏名

連絡先(TEL)

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定通知を受けた黒部市登録空家リフォーム等補助金について、黒部市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて実績報告します。

交付決定通知書	(当初) 年 月 日付け黒部指令 第 号 (変更) 年 月 日付け黒部指令 第 号
補助金交付決定額	円
工事着手日	年 月 日
工事完成日	年 月 日
対象工事金額	円

添付書類

- (1) 交付決定者が入居者である場合は、リフォーム工事を行った空家等に居住したことを確認できる書類
- (2) 補助対象工事施工箇所の工事完成後の写真
- (3) リフォーム工事の支払が確認できる書類
- (4) 交付申請時と工事内容の変更がある場合は、黒部市登録空家リフォーム等補助金事業変更内容内訳書（様式第5号）
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

黒部市登録空家家財道具等処分費補助金実績報告書

黒部市長 あて

(〒 -)

住所

氏名

連絡先(TEL)

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定通知を受けた黒部市登録空家リフォーム等補助金（家財道具等処分費補助金）について、黒部市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて実績報告します。

交付決定通知書	(当初) 年 月 日付け黒部指令 第 号 (変更) 年 月 日付け黒部指令 第 号
補助金交付決定額	円
着手日	年 月 日
完成日	年 月 日
対象経費	円

添付書類

- (1) 補助対象経費として支出した費用の内訳を示す書類
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 補助対象工事施工箇所の工事完了後の写真
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

黒部市登録空家リフォーム等補助金事業変更内容内訳書

住所

氏名

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定を受けた黒部市登録空家リフォーム補助金の補助対象工事に変更がありました。その内容は以下に記載のとおりです。

変更内容

- ※工事内容等に変更があれば、実績報告書提出時に内容を簡潔に記載し、提出願います。
- ※必要があれば写真、図面等を添付願います。
- ※変更の無い場合は提出不要です。
- ※変更内容により補助金の交付対象外となる場合は、交付決定を取り消すことがあります。

様式第8号（第9条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市登録空家リフォーム等補助金の額の確定について

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市登録空家リフォーム等補助金については、黒部市補助金等交付規則第13条第1項の規定により交付額を金 円に確定する。

年 月 日

黒部市長

印

様式第9号（第10条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市登録空家リフォーム等補助金の交付決定の取消しについて

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市登録空家リフォーム等補助金については、黒部市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、次の理由をもって取り消す。

なお、既に交付済みの金 円については、同規則第16条第1項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

年 月 日

黒部市長

印

(理由)